○松山市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱

平成２３年８月１８日

要綱第９１号

改正　平成２５年４月１１日要綱第３３号

平成２６年３月２５日要綱第１５号

平成２７年３月１７日要綱第　７号

平成２８年４月２２日要綱第４４号

平成３１年４月２５日要綱第３５号

令和　２年４月２７日要綱第５７号

令和　５年３月２７日要綱第２４号

令和　６年４月　５日要綱第５４号

令和　７年３月２６日要綱第２７号

令和　８年３月２５日要綱第２４号

（目的）

第１条　市は，木造住宅の耐震改修及び耐風改修の促進に努め，地震及び強風に対する住宅の安全性の向上を図るため，本市の区域内に存する木造住宅の耐震改修及び耐風改修に要する経費に対し，予算の範囲内で補助金を交付することとし，その交付に関しては，この要綱に定めるもののほか，松山市補助金等交付規則（昭和４４年規則第６号）に定めるところによる。

（用語の定義）

第２条　この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震改修設計事務所　愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録要綱（平成１６年７月２６日施行）に基づき登録された建築士事務所をいう。

(2) 耐震改修工事業者　松山市に事務所を置く者で，次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

ア　リフォーム瑕疵担保責任保険（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成１９年法律第６６号）第１９条第２号に規定する保険をいう。以下同じ。）に加入可能であること。

イ　愛媛県木造住宅耐震改修事業者登録制度要綱（平成２６年７月１１日施行）に基づき耐震改修登録事業者の登録を受けていること。

(3) 耐震診断　愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル又は一般財団法人日本建築防災協会が定める木造住宅の耐震診断と補強方法に規定する一般診断法及び精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）に基づき，耐震改修設計事務所が実施する耐震診断をいう。

(4) 耐風診断　令和２年国土交通省告示第１４３５号による改正後の昭和４６年建設省告示第１０９号の規定（以下「告示基準」という。）への適合性を，「２０２１年改訂版瓦屋根標準設計・施工ガイドライン」に基づき，建築士，瓦屋根診断技師，かわらぶき技能士，瓦屋根工事技師等が判定する瓦屋根の耐風診断をいう。

(5) 耐震改修設計　地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事の設計図書（改修前後の耐震診断結果報告書，計画書及び積算見積書（当該補強工事以外の工事を併せて行う場合にあっては，経費の区分が明確であるものに限る。）を含む。）の作成で，耐震改修設計事務所が行うものをいう。

(6) 耐震改修工事　地震に対する安全性の向上を目的として実施する改修工事（補強工事を含む。）で，耐震改修工事業者が行うものをいう。

(7) 耐風改修工事　告示基準に適合しない瓦屋根に対して，地震及び強風に対する安全性の向上を目的として実施するふき替え工事で，耐震改修工事業者が行うものをいう。

(8) 耐震改修工事監理　耐震改修工事の監理及び完了の報告図書（工事状況の写真及び耐震改修工事後の耐震診断結果報告書（変更がある場合に限る。）を含む。）の作成で，耐震改修設計事務所が行うものをいう。

(9) 耐風改修工事監理　耐風改修工事の監理及び完了の報告図書（工事状況の写真を含む。）の作成で，耐震改修設計事務所が行うものをいう。

(10) 既存木造住宅　昭和５６年５月３１日以前に着工された一戸建ての木造住宅（店舗，事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅については，住宅以外の用途の床面積が延べ床面積の半分を超えないものに限る。）で，地上階数が２階以下かつ延べ面積が５００平方メートル以下のものをいう。ただし，枠組壁工法，丸太組構法及び国土交通大臣等の特別な認定を受けた工法によって建築されたものを除く。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は，次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 松山市内の既存木造住宅の所有者等（登記事項証明書等により所有者であることが確認できる者その他当該既存木造住宅に関係がある者として市長が特に認める者をいう。）であること。

(2) 既存木造住宅について，松山市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱（平成１６年要綱第５７号）に基づく補助金の交付又は本市の実施する耐震診断技術者の派遣による耐震診断を受けた者であること（当該耐震診断が実施された既存木造住宅を所有することとなった者を含む。）。

(3) 市税を滞納していない者であること。

(4) 松山市暴力団排除条例（平成２２年条例第３２号）第２条第２号に規定する暴力団員でないこと。

（補助対象事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は，補助対象者が行う松山市内の既存木造住宅の耐震改修設計，耐震改修工事及び耐風改修工事であって，次の要件を満たすものとする。

(1) 耐震改修設計にあっては，耐震診断の結果，上部構造評点のうち最小の値（以下「総合評点」という。）が１．０未満であった既存木造住宅について，愛媛県耐震改修促進連絡協議会が設置する評価委員会（以下「評価委員会」という。）において適正と評価された改修耐震診断（耐震改修設計に基づく耐震改修工事を行うこととした場合における改修後の既存木造住宅についての耐震診断をいう。以下同じ。）の結果，総合評点が１．０以上となるものであって，耐震改修工事を実施するものであること。ただし，耐震改修工事を実施しないことについてやむを得ない理由がある場合は，耐震改修工事を実施しないものとすることができる。

(2) 耐震改修工事にあっては，前号の耐震改修設計に基づいて行う既存木造住宅に係る耐震改修工事で，次の要件を満たすものであること。

ア　評価委員会において適正と評価された改修耐震診断の結果，改修後の総合評点が１．０以上となること。

イ　基礎等の安全な構造を確保できること。

ウ　耐震改修工事監理が行われるものであること。

エ　耐震改修工事業者がリフォーム瑕疵担保責任保険に加入していること。

(3) 耐風改修工事にあっては，前号の耐震改修工事と併せて実施する耐風改修工事で，次の要件を満たすものであること。

ア　屋根ふき材の脱落防止対策を推進する区域として，松山市耐震改修促進計画に位置付けられた区域に存する既存木造住宅に係るものであること。

イ　耐風診断の結果，耐震性及び耐風性を確保するためには改修の実施が望ましいと判定された告示基準に適合しない瓦屋根に対して，ふき替えの結果，建築基準法に適合する屋根構造となるものであること。

ウ　耐風改修工事監理が行われるものであること。

(4) 耐震改修工事及び耐風改修工事後も当該既存木造住宅が住宅（併用住宅については，住宅以外の用途の床面積が延べ面積の半分を超えないものに限る。）の用に供されること。

(5) 補助金の交付の対象となる既存木造住宅に，明らかな法令違反がないこと。ただし，耐震改修工事の実施に伴い，法令違反が是正されることとなる既存木造住宅については，この限りでない。

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は，補助対象者が行う補助対象事業に要する経費（消費税及び地方消費税の額を除く。次項において同じ。）とする。ただし，耐風改修工事にあっては，３０，０００円に平方メートルを単位とする屋根面積の値を乗じて得た額を限度とする。

２　前項の規定にかかわらず，補助対象事業に要する経費のうち，耐震補強に明らかに寄与しないと認められる部分に係る経費は，補助対象経費としない。

（補助金の額）

第６条　耐震改修設計に係る補助金の額は，耐震改修設計に係る補助対象経費（評価委員会における評価に要する経費を含む。）に３分の２を乗じて得た額とし，２０万円を限度とする。

２　耐震改修工事に係る補助金の額は，耐震改修工事に係る補助対象経費に５分の４を乗じて得た額以下の額とし，１１５万円を限度とする。ただし，利子補給制度（独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け耐震改修融資への利子補給制度をいう。以下同じ。）を利用する住宅については，５７．５万円を限度とする。

３　耐風改修工事に係る補助金の額は，耐風改修工事に係る補助対象経費に１００分の２３を乗じて得た額以下の額とし，６９万円を限度とする。

４　前３項の規定により算出された補助金の額に，１，０００円未満の端数が生じたときは，これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第７条　補助対象者は，補助金の交付を受けようとするときは，松山市木造住宅耐震改修等事業補助金交付申請書（第１号様式）に補助対象事業の区分に応じ，次に掲げる書類を添えて市長に提出し，当該交付を受けようとする補助対象事業に着手するまでに，交付決定を受けなければならない。ただし，耐震改修工事及び耐風改修工事に係る申請は，耐震改修設計後でなければならない。

(1) 耐震改修設計に係る次に掲げる書類

ア　位置図，配置図，平面図等（現況を示したものに限る。）

イ　耐震診断結果報告書（写し）

ウ　耐震改修設計見積内訳書

エ　既存木造住宅の所有者と占有者が異なる場合における占有者の同意書（第２号様式）

オ　市税の完納証明書

(2) 耐震改修工事に係る次に掲げる書類（前号の書類と内容が同一のものは，添付を省略することができるものとし，コの書類にあっては，利子補給制度を利用する場合に限る。）

ア　耐震改修計画書

イ　改修耐震診断結果報告書（写し）

ウ　改修耐震診断結果報告書評価書（写し）

エ　耐震改修設計図書（写し）

オ　耐震診断結果報告書（写し）

カ　耐震改修工事費見積内訳書

キ　耐震改修工事業者がリフォーム瑕疵担保責任保険に加入していることを証する書類（写し）

ク　既存木造住宅の所有者と占有者が異なる場合における占有者の同意書（第２号様式）

ケ　市税の完納証明書

コ　（リ・バース６０）耐震改修利子補給制度利用対象証明書発行申請書（第３号様式）

(3) 前号に併せて行う耐風改修工事に係る次の書類（前号の書類と内容が同一のものは，添付を省略することができる。）

ア　耐風診断調査票（一次診断）（第４号様式）及び耐風診断調査票（二次診断）（第５号様式）

イ　事業実施計画書（第６号様式）

ウ　耐風改修設計図書（写し）

エ　耐風改修工事費見積内訳書

(4) 耐震又は耐震・耐風改修工事監理計画書

(5) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

２　補助対象者は，補助金の受領を，耐震改修設計を行う予定の耐震改修設計事務所又は当該耐震改修工事若しくは耐風改修工事の施工を行う予定の耐震改修工事業者に委任することができる。この場合において，補助対象者は，前項の申請書に代理受領予定届出書（第７号様式）を添付しなければならない。

（補助金の交付決定）

第８条　市長は，前条第１項の申請書の提出があったときは，速やかにその内容を審査し，補助金の交付の可否を決定し，松山市木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定通知書（第８号様式）又は松山市木造住宅耐震改修等事業補助金交付却下通知書（第９号様式）により，補助対象者に通知するものとする。

２　市長は，前条第１項第２号の規定による申請の際に，（リ・バース６０）耐震改修利子補給制度利用対象証明書発行申請書（第３号様式）が提出された場合は，（リ・バース６０）耐震改修利子補給制度利用対象証明書（申請者用）（第１０号様式）及び（リ・バース６０）耐震改修利子補給制度利用対象証明書（金融機関提出用）（第１１号様式）を前項の規定による通知と合わせて発行するものとする。

３　市長は，第１項の規定による決定をするときは，必要な条件を付けることができる。

（補助事業の変更）

第９条　前条の規定による補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は，補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変

更しようとするときは，松山市木造住宅耐震改修等事業変更申請書（第１２号様式）に補助対象事業の区分に応じ，関係書類を添えて市長に申請し，その承認を受けなければならない。

２　市長は，前項の規定により補助事業の内容の変更を承認する場合において，当該変更により，補助金の額に変更が生じないときは松山市木造住宅耐震改修等事業変更等承認通知書（第１３号様式），補助金の額に変更が生じるときは松山市木造住宅耐震改修等事業補助金交付変更決定通知書（第１３号様式の２）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第１０条　補助事業者は，補助事業を中止し，又は廃止しようとするときは，松山市木造住宅耐震改修等事業中止（廃止）申請書（第１４号様式）を市長に申請しなければならない。

２　市長は，前項の申請書の提出があったときは，松山市木造住宅耐震改修等事業中止（廃止）承認通知書（第１５号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（完了報告）

第１１条　補助事業者は，補助事業が完了したときは，速やかに，松山市木造住宅耐震改修等事業完了報告書（第１６号様式）に補助対象事業の区分に応じ，次に掲げる書類を添えて，市長に報告しなければならない。この場合において，補助金の交付申請又は変更申請時に提出している書類の内容に変更等がないときは，提出を省略することができる。

(1) 耐震改修設計に係る次に掲げる書類

ア　耐震改修計画書

イ　改修耐震診断結果報告書（写し）

ウ　改修耐震診断結果報告書評価書（写し）

エ　耐震改修設計図書（写し）

オ　耐震改修設計請負契約書（写し）

カ　耐震改修設計代金領収書（写し）

(2) 耐震改修工事に係る次に掲げる書類（前号の書類と内容が同一のものは，添付を省略することができる。）

ア　耐震改修計画書

イ　耐震改修工事後の改修耐震診断結果報告書（写し）

ウ　耐震改修工事後の改修耐震診断結果報告書評価書（写し）

エ　耐震改修工事竣工図（耐震改修工事の内容が記載されたもの）

オ　耐震改修工事写真（耐震改修工事の内容が確認できるもの）

カ　耐震改修工事請負契約書（写し）

キ　耐震改修工事代金領収書（写し）

ク　リフォーム瑕疵担保責任保険の契約を締結していることを証する書類（写し）

(3) 耐風改修工事に係る次に掲げる書類（前号の書類と内容が同一ものは，添付を省略することができる。）

ア　事業実施計画書（第６号様式）

イ　耐風改修工事竣工図（改修内容の記載されたもの）

ウ　耐風改修工事写真（耐風改修工事の内容が確認できるもの）

エ　耐風改修工事請負契約書（写し）

オ　耐風改修工事代金領収書（写し）

(4) 耐震改修工事監理又は耐震改修工事監理及び耐風改修工事監理に係る次に掲げる書類

ア　耐震又は耐震・耐風改修工事（監理）完了報告書（第１７号様式）

イ　耐震又は耐震・耐風改修工事監理請負契約書（写し）

(5) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

２　補助事業者は，補助金の受領を，耐震改修設計を行った耐震改修設計事務所に委任するときは前項第１号カに代えて，耐震改修設計に係る代金から補助金の額を差し引いた額の領収書の写しを，当該耐震改修工事又は耐風改修工事を施工した耐震改修工事業者に委任するときは前項第２号キ又は第３号オに代えて，耐震改修工事又は耐風改修工事に係る代金から補助金の額を差し引いた額の領収書の写しを添付しなければならない。

（補助金の額の確定）

第１２条　市長は，前条第１項の完了報告書の提出があった場合において，その内容を審査し，適当と認めたときは，補助金の額を確定し，松山市木造住宅耐震改修等事業補助金確定通知書（第１８号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）

第１３条　前条の規定による通知を受けた補助事業者は，補助金の交付を受けようとする

ときは，松山市木造住宅耐震改修等事業補助金交付請求書（第１９号様式）を市長に提出するものとする。

２　前項の規定にかかわらず，耐震改修設計事務所又は耐震改修工事業者が補助事業者から補助金の全部又は一部の請求及び受領の委任を受けて補助金の交付を受けようとするときは，松山市木造住宅耐震改修等事業補助金交付請求書（第２０号様式）に補助金の代理受領に係る委任状（第２１号様式）を添えて市長に提出しなければならない。

３　前項の規定による補助金の一部の請求及び受領を委任した補助事業者は，前条の補助金の額から当該請求及び受領を委任した補助金の額を差し引いた額の松山市木造住宅耐震改修等事業補助金交付請求書（第２２号様式）を提出しなければならない。

４　市長は，前３項の規定による請求があったときは，速やかに，補助事業者に補助金を交付するものとする。

（地位の承継）

第１４条　補助事業者に死亡その他の補助事業を実施できないやむを得ない事情が生じた場合において，相続等により補助事業者の法的な地位を承継した者は，市長に申請し，承認を受けることにより，この要綱の規定に基づき補助事業者が取得した地位を承継することができる。

２　前項の規定によりこの要綱に基づく補助事業者の地位を承継しようとする者（以下「補助事業継承者」という。）は，松山市木造住宅耐震改修等事業補助金地位承継申請書（第２２号様式の２）に，自己が補助事業者の包括承継人等であることを証する書類を添付して，市長に提出しなければならない。

３　市長は，前項の申請書の提出があった場合は，その内容を審査し，地位の承継を認めたときは，松山市木造住宅耐震改修等事業補助金地位承継承認通知書（第２２号様式の３）により，補助事業継承者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第１５条　市長は，補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは，補助金の交付決定を取り消し，又は変更することができる。

(1) この要綱又は補助金の交付決定の内容若しくは交付の条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。

(4) 補助事業の実施方法が不適当と認められるとき。

(5) 補助事業を中止し，又は廃止したとき。

２　市長は，前項の規定による取消し又は変更をしたときは，松山市木造住宅耐震改修事業等補助金交付決定取消（変更）通知書（第２３号様式）により，補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還命令）

第１６条　市長は，前条第１項の規定により補助金の交付決定を取り消し，又は変更した場合において，既に交付した補助金があるときは，当該補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

（適用除外）

第１７条　市長は，次の各号のいずれかに該当する既存木造住宅に対しては，補助金を交付しない。

(1) 国，地方公共団体その他の公共団体が所有している既存木造住宅

(2) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付の対象となった既存木造住宅（補助対象事業の区分が異なるものを除く。）

(3) 他の補助制度による補助金その他これに準じるものの交付の対象となった又は対象となる見込みである既存木造住宅

（調査等）

第１８条　市長は，補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において，補助事業者に対し，書類の提出若しくは報告を求め，又は必要な調査若しくは現地調査をすることができる。この場合において，補助事業者は，この調査等に協力しなければならない。

（関係書類の保管）

第１９条　補助事業者は，補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに，補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して５年間これらを保管しなければならない。

（財産の管理）

第２０条　補助事業者は，補助事業により効用が増加した財産について，補助事業が完了した後においても善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

（財産処分の制限）

第２１条　補助事業者は，当該補助事業により効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し，譲渡し，交換し，貸し付け，若しくは担保に供し，又は改修し，若しくは解体しようとするときは，松山市木造住宅耐震改修等事業財産処分承認申請書（第２４号様式）により市長に申請し，その承認を受けなければならない。ただし，市長が別に定める場合は，この限りでない。

２　市長は，前項の承認申請書に係る取得財産を処分することにより補助事業者に収入があるときは，当該収入に相当する額の全部又は一部を市に納付させることができる。

（その他）

第２２条　この要綱に定めるもののほか，補助事業の実施に関し必要な事項は，市長が別に定める。

付　則

この要綱は，平成２３年９月１日から施行する。

付　則（平成２６年３月２５日要綱第１５号）

この要綱は，平成２６年４月１日から施行し，同日以後の第７条第１項の規定による申込みについて適用する。

付　則（平成２７年３月１７日要綱第７号）

（施行期日）

１　この要綱は，平成２７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の第５条第１項の規定は，この要綱の施行の日以後の第７条第１項の規定による申込みに係る耐震改修工事について適用し，同日前の同項の規定による申込みに係る耐震改修工事については，なお従前の例による。

付　則（平成２８年４月２２日要綱第４４号）

（施行期日）

１　この要綱は，平成２８年４月２５日から施行する。

付　則（平成３１年４月２５日要綱第３５号）

（施行期日）

１　この要綱は，公布の日から施行する。

付　則（令和２年４月２７日要綱第５７号）

（施行期日）

1　この要綱は，公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱による改正後の松山市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱の規定は，この要綱の施行の日以後の松山市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第７条第１項の規定による申込みに係る補助対象事業について適用し，同日前の同項の規定による申込みに係る補助対象事業については，なお従前の例による。

付　則（令和５年３月２７日要綱第２４号）

（施行期日）

1　この要綱は，令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱による改正後の松山市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱の規定は，この要綱の施行の日以後の松山市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第７条第１項の規定による申込みに係る補助対象事業について適用し，同日前の同項の規定による申込みに係る補助対象事業については，なお従前の例による。

付　則（令和６年４月５日要綱第５４号）

（施行期日）

1　この要綱は，公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱による改正後の松山市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱の規定は，この要綱の施行の日以後の松山市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第７条第１項の規定による申込みに係る補助対象事業について適用し，同日前の同項の規定による申込みに係る補助対象事業については，なお従前の例による。

付　則（令和７年３月２６日要綱第２７号）

（施行期日）

1　この要綱は，令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱による改正後の松山市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱（以下「改正後要綱」という。）の規定は，この要綱の施行の日以後の改正後要綱第７条第１項の規定による申請に係る補助対象事業について適用し，同日前のこの要綱による改正前の第７条第１項の規定による申込みに係る補助対象事業については，なお従前の例に

よる。

付　則（令和８年３月２５日要綱第２４号）

（施行期日）

１　この要綱は，令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の第５条第１項及び第６条第３項の規定は，この要綱の施行の日以後の松山市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第７条第１項の規定による申請に係る補助対象事業について適用し，同日前の当該申請に係る補助対象事業については，なお従前の例による。